

第三十回 参議院運輸委員会會議録第一号

昭和三十三年九月三十日(火曜日)午前
十時十五分開会

委員氏名

委員長 大和 与一君
理事 江藤 智君 理事 成田 一郎君
理事 三浦 義男君 理事 柴谷 要君
有馬 英二君 石原幹市郎君
泉山 三六君 井村 徳二君
植竹 春彦君 平島 敏夫君
森田 豊壽君 天田 勝正君
大倉 精一君 中村 正雄君
松浦 清一君 高良 とみ君
森田 義衛君 市川 房枝君
岩間 正男君

出席者は左の通り。

委員長 大和 与一君
理事 江藤 智君
委員 成田 一郎君
委員 柴谷 要君

委員

植竹 春彦君
平島 敏夫君
中村 正雄君
松浦 清一君
森田 義衛君
市川 房枝君
岩間 正男君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
会専門員

本日の會議に付した案件

○調査承認要求の件

○委員長(大和与一君) たいいから運輸委員会を開会いたします。
委員に異動がありましたので御報告いたします。

九月十二日、雨森常夫君が辞任、その補欠として有馬英二君が、九月二十七日、高野一夫君が辞任、その補欠として森田豊壽君が、早川慎一君が辞任、その補欠として森田義衛君が、それぞれ選任されました。

○委員長(大和与一君) 次に、調査事件についてお諮りいたします。
運輸事情等に関する調査承認要求書を本院規則第七十四条の三により議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、要求書の案文作成及び手続等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午前十時十六分散会

九月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、小型船海運組合等の助成のため

の關係法律の整備に関する法律案

小型船海運組合等の助成のための關係法律の整備に関する法律案
小型船海運組合等の助成のための關係法律の整備に関する法律案

法律

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、

「事業協同小組合」の下に、「小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
第七条第一項に次の一号を加える。

六 小型船海運組合又は小型船海運組合連合会(直接又は間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「酒販組合中央会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)
第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
(中小企業信用保険法の一部改正)
第三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業者を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
(租税特別措置法の一部改正)
第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会については、第二条による改正後の地方税法第七十二条の二十二の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の事業税から適用する。

律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

法律

(中小企業信用保険法の一部改正)
第三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業者を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
(租税特別措置法の一部改正)
第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会については、第二条による改正後の地方税法第七十二条の二十二の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の事業税から適用する。

小型船海運組合及び小型船海運組合連合会については、第四条による改正後の租税特別措置法第四十五条の規定は、この法律の施行の日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却額額の計算について適用し、同日前に取得し、又は製作してその事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却額額の計算については、なお従前の例による。

九月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、海上運送法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第二十八条各号列記以外の部分中「であつて左の各号に該当する事項を内容とし、ないものを削り、同条各号を削る。
第三十条第四号中「正当かつ合理的な理由を」を「当該航路における船腹の供給が必要に對し過剰となること

その他の正当かつ合理的な理由」に
改め、同条に次の一号を加える。

六 運賃のべもどし（荷主が一定
期間内に一定範囲の貨物の運送
をもつばら一定の船舶運航事業
者に行わせた場合に、当該期間
に引き続く一定期間内に一定範
囲の貨物の運送をその一定の船
舶運航事業者以外の者に行わせ
なかつたことを条件として、当
該運賃及び料金の一部を返還す
ることをいう。以下同じ。）によ
り荷主を不当に拘束し、又は運
賃のべもどしにより荷主を不当
に拘束する明示若しくは黙示の
貨物の運送に関する結合、協定
若しくは申し合わせに参加する
こと。

第三十条の二中（各号列記の部分
を除く。）を削る。

第三十一条中「第二十八条各号若
しくは」を削る。

第三十二条を次のように改める。

（運送秩序に関する勸告）

第三十二条 運輸大臣は、定期航路
事業者（定期航路事業を営もうと
する者を含む。）と他の定期航路事
業者との間に貨物の運送について
過度の競争を生じ、又は生ずるお
それがある場合において、その競
争が定期航路事業の健全な発達を
阻害するおそれがあると認めると
きは、当事者に対して競争の停止
又は防止のため必要な措置をとる
べきことを勧告することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。